

2 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例2】の記載例の書き方(16ページ)を参照して書いてください。

- 提出先、提出日、申告年分(0□に「4」と書き)、空白部分(「確定」と書き)。
- 住所(居所・事業所等を含みます)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。
- 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

収入金額等 所得金額等

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を「収入金額等」の「⑦雑(公的年金等)」欄に転記してください。

また、「所得金額等」の「⑦雑(公的年金等)」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページで求めることができます。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書第一表

令和5年2月16日 令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 D市△△町3-16-4

氏名 金沢 二郎

生年月日 3/29/09/01

職業 無職

世帯主の氏名 金沢二郎

世帯主との続柄 本人

収入金額等の欄

収入金額等	所得金額等
⑦雑(公的年金等) 2499600	⑦雑(公的年金等) 1399600
⑧所得金額等 1399600	⑧所得金額等 1399600
⑨所得金額等 1399600	⑨所得金額等 1399600
⑩所得金額等 1399600	⑩所得金額等 1399600
⑪所得金額等 1399600	⑪所得金額等 1399600
⑫所得金額等 1399600	⑫所得金額等 1399600
⑬所得金額等 1399600	⑬所得金額等 1399600
⑭所得金額等 1399600	⑭所得金額等 1399600
⑮所得金額等 1399600	⑮所得金額等 1399600
⑯所得金額等 1399600	⑯所得金額等 1399600
⑰所得金額等 1399600	⑰所得金額等 1399600
⑱所得金額等 1399600	⑱所得金額等 1399600
⑲所得金額等 1399600	⑲所得金額等 1399600
⑳所得金額等 1399600	⑳所得金額等 1399600
㉑所得金額等 1399600	㉑所得金額等 1399600
㉒所得金額等 1399600	㉒所得金額等 1399600
㉓所得金額等 1399600	㉓所得金額等 1399600
㉔所得金額等 1399600	㉔所得金額等 1399600
㉕所得金額等 1399600	㉕所得金額等 1399600
㉖所得金額等 1399600	㉖所得金額等 1399600
㉗所得金額等 1399600	㉗所得金額等 1399600
㉘所得金額等 1399600	㉘所得金額等 1399600
㉙所得金額等 1399600	㉙所得金額等 1399600
㉚所得金額等 1399600	㉚所得金額等 1399600
㉛所得金額等 1399600	㉛所得金額等 1399600
㉜所得金額等 1399600	㉜所得金額等 1399600
㉝所得金額等 1399600	㉝所得金額等 1399600
㉞所得金額等 1399600	㉞所得金額等 1399600
㉟所得金額等 1399600	㉟所得金額等 1399600
㊱所得金額等 1399600	㊱所得金額等 1399600
㊲所得金額等 1399600	㊲所得金額等 1399600
㊳所得金額等 1399600	㊳所得金額等 1399600
㊴所得金額等 1399600	㊴所得金額等 1399600
㊵所得金額等 1399600	㊵所得金額等 1399600
㊶所得金額等 1399600	㊶所得金額等 1399600
㊷所得金額等 1399600	㊷所得金額等 1399600
㊸所得金額等 1399600	㊸所得金額等 1399600
㊹所得金額等 1399600	㊹所得金額等 1399600
㊺所得金額等 1399600	㊺所得金額等 1399600
㊻所得金額等 1399600	㊻所得金額等 1399600
㊼所得金額等 1399600	㊼所得金額等 1399600
㊽所得金額等 1399600	㊽所得金額等 1399600
㊾所得金額等 1399600	㊾所得金額等 1399600
㊿所得金額等 1399600	㊿所得金額等 1399600

第三表12欄へ(33ページ)

第三表29欄へ(33ページ)

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 金沢 二郎

支払者 〇〇組合

支払金額	2,499,600
源泉徴収額	67,646
支払総額	2,567,246

3 第二表を作成します。

○ 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページも併せてご覧ください。

申告書第二表

令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

住所 D市△△町3-16-4

氏名 金沢 二郎

源泉徴収分 34,500

所得の内訳

所得の種類	収入金額	源泉徴収税額
雑 〇〇年金	2,499,600	67,646
源泉徴収税額の合計額		67,646

社会保険料控除

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
源泉徴収分	34,500	

配偶者や親族に関する事項

氏名	金沢 秋子	生年月日	31.6.1
続柄	妻	国籍	日本

第一表13欄へ(30ページ)

第一表48欄へ(33ページ)

申告年分、空白部分、住所、氏名などを書いてください。

○ 社会保険料控除等に関する事項
あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑬ 社会保険料控除
あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます(国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります)。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑬社会保険料控除」の保険料等の種類の欄に、「源泉徴収分」と書いてください。

4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○ 所得から差し引かれる金額は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

○ 配偶者や親族に関する事項
この事例では、「配偶者控除」(18ページ参照)の適用があるため、最上段の行に、配偶者の氏名、マイナンバー(個人番号)、生年月日を記入します。
なお、あなたの合計所得金額(16ページ参照)が1,000万円を超える場合は、配偶者(特別)控除を適用することはできません。また、扶養親族がいる場合は、2行目以降に、扶養親族の氏名、マイナンバー(個人番号)、続柄、生年月日等を記入します。
詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

事例4(記載例)

5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。
住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

この事例では、本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」（1面）の⑤欄の金額は△を付けて「申告書第三表」⑦⑧欄に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)		FA2401
住所	D市△△町3-16-4	
氏名	カナザワ ジョウ 二 郎	
収入金額	700,000	5,700,000
所得金額	200,000	△1,557,000

確定申告書付表(1面下部)

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税所得等金額	1,557,000
--------------------------------------	-----------

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

	一般株式等	上場株式等
譲渡による収入金額	700,000	5,700,000
その他の収入		
小計	700,000	5,700,000
取得費(取得価額)	500,000	7,200,000
譲渡のための委託手数料		57,000
小計	500,000	7,257,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額		
差引金額	200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除		
所得金額	200,000	△1,557,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越控除後の金額		
繰越控除後の所得金額	200,000	

確定申告書付表(2面上部)

本年分の3年前分	1,557,000
----------	-----------

《参考》 純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表(分離課税用)」に代えて「申告書第四表(損失申告用)」を使用します。詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き(損失申告用)」をご覧ください。

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

総合課税の合計額	1,399,600
所得から差し引かれる金額	894,500
課税される所得金額	505,000

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

77 対応分	252,500
78 対応分	
79 対応分	30,000
80 対応分	
81 対応分	
82 対応分	
83 対応分	
84 対応分	
85 対応分	552,500

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑲欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合
Aの金額を⑰欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。次に⑥⑥欄から⑦⑦欄までの金額を、対応する⑦⑦欄から⑧⑧欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合
引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥⑥欄から⑦⑦欄までの金額から順次差し引いてください。次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑦欄から⑧⑧欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含みます)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑲欄の金額(894,500円)が⑫欄の金額(1,399,600円)から引ききれているため、その残額である505,000円(1,000円未満切捨て)を⑰欄に書き、⑰欄の金額は、⑧⑧欄に書きます。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます(20ページ参照)。

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%(他に住民税5%)ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑧⑧欄) × 所得税の税率 = 分離課税の所得金額に対する税額
【一般株式等】 200,000円 × 0.15 = 30,000円(⑧⑧欄に書きます)

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)

課税される所得金額	0
上の欄に対する税額	552,500
配当控除	0
政治等附随金等特別控除	0
住宅耐震改修特別控除	552,500
災害減免額	0
源泉徴収税額	552,500
復興特別所得税額	11,600
所得税及び復興特別所得税の合計額	564,100
外債控除控除額	0
源泉徴収税額	67,646
申告納税額	△11,236
本年納税額	0
第3期分納める税金	11,236
修正前の第3期分の税額	0
修正前の第3期分の税額の増加額	0
公的年金等以外の合計所得金額	200,000
配偶者の合計所得金額	0
専業主婦控除等の合計額	0
青色申告特別控除額	0
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	67,646

55 公的年金等以外の合計所得金額
公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額を記入します。詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の29ページをご覧ください。

56 配偶者の合計所得金額
「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、配偶者の合計所得金額を記入します。

59 雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額
「源泉徴収税額」(④④の金額)に記入した税額のうち、株式等の譲渡所得等、雑所得、一時所得などの金額に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額を⑤⑨欄に書いてください。

添付書類
この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、25ページの「添付書類」の2を参照してください。

事例4(記載例)

転記します。